

平成 29 年 2 月 8 日

_____ 様

土岐市長 加藤 靖也

回答書

2017 年 2 月 3 日に受領した質問書につきまして、下記により回答します。

記

1 について

放射性廃棄物を管理する法律等により、「放射性廃棄物」は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものと定義されています。また、核燃料物質は、原子力基本法により「ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質」を指すものと定義されています。

この度の重水素実験に使用される物質は重水素であり「核燃料物質」ではありませんので、条例に違反するものではありません。

2 について

重水素実験で発生する放射性物質のこととして回答します。

市の予測はありませんが、重水素実験 1 回によって発生するトリチウムの量は、最大でも 400 万分の 1 グラムで、放射性物質としての扱いが必要ない量と聞いております。また、実験で発生する中性子は、建物のコンクリート壁で遮蔽することで、研究所の敷地境界で受ける影響は自然放射線の 1,000 分の 1 以下とのことで、重水素実験で発生する放射線の影響は、非常に小さいものと認識しております。

また、コンクリート壁や実験装置は中性子により放射化しますが、コンクリート壁は約 10 年、実験装置は約 40 年の管理期間になるとのことです。

3 について

重水素実験で発生する放射性物質のことについて回答します。

放射性物質の処理につきまして、トリチウムは、除去装置による処置を経て回収し、日本アイソトープ協会に引き渡すと説明を受けております。

以上